令和3年9月定例会 文教警察企業常任委員会会議録 令和3年9月16日 · 21日

場 所 第3委員会室

令和3年9月16日(木曜日)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第3号 地方警察職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条 例
- ・議案第12号 財産の取得について
- ・議案第14号 民事訴訟事件の和解及び損害賠 償の額の決定について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について 公営財団法人宮崎県暴力追放センター
- ・家庭教育を支援するための施策の実績等(令和2年度)について

○請願

・請願第6号 新型コロナウイルス感染症から 子どもを守り学ぶ権利を保障す るために少人数学級を求める請 願

○その他報告事項

- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価の報告書について
- ・宮崎県「教育の情報化」推進プラン(素案) について
- ・第45回全国高等学校総合文化祭の結果について
- ・宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定について
- ・ 令和 3 年度全国中学校体育大会の結果について
- ・令和3年度全国高等学校総合体育大会の結果

について

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委 重 松 幸次郎 員 長 副 委員 長 山下 寿 委 員 徳 重 忠夫 委 員 井 本 英 雄 委 員 丸 山 裕次郎 委 員 脇谷のりこ 委 員 満 行 潤 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 佐藤 降 司 務 部 長 髙 橋 和 成 警務部参事官兼 高 俊 治 日 首席監察官 生活安全部長 時 任 和 博 事 中川 刑 部 長 TE. 純 河 野 俊 交 通 部 長 備 警 部 長 河 野 晃 央 警務部参事官兼 亚 瞖 上 会 計 課 長 警務部参事官兼 原 健 警 務 課 生活安全部参事官兼 瀬 信太郎 黒 生活安全企画課長 総 務 課 長 梅原 守 少年 課 黒木 守 長 生活環境課長 廣田匡慶 交通規制課長 淳一郎 宇都宮 運転免許課長 戸 松 俊 二

教育委員会

教 育 長 黒 木 淳一郎 副 教 育 長 中原光晴 育 教 次 長 児玉康裕 (教育政策担当) 教 育 次 長 黒 木 貴 (教育振興担当) 教育政策課長 川北 正文 参事兼財務福利課長 四位久光 育英資金室長 山崎 博 文 高校教育課長 谷 彰 規 義務教育課長 英明 吉 田 特別支援教育課長 田律子 松 参事兼教職員課長 東 宏太朗 生涯学習課長 長尾 岳彦 スポーツ振興課長 押川 幸 庸 文 化 財 課 長 塩 美昭 加 人権同和教育課長 島 峇 善真理 図 書 館 長 岩 本 真 一 美術館副館長 木村幸久 総合博物館館長 川口泰夫

事務局職員出席者

 議事課主事
 飯田貴久

 総務課主事
 合田有希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任 委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとお りでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのように決定いた します。 次に、議案第3号に対する人事委員会の意見 についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。 これは地方公務員法第5条第2項の規定に基づ き、人事委員会の意見を聞いた回答であります ので、参考にお配りをしております。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、警察本部長の概要説明をお願いいた します。

○佐藤警察本部長 警察本部長の佐藤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼を 申し上げます。

御説明に入ります前に、委員の皆様方におわ びを申し上げます。

既に広報し、報道もされておりますが、9月 9日、本県警察官をパワーハラスメント事案等 で戒告の懲戒処分を行っております。県民の皆 様方の信頼を深く裏切ることとなり、この場を お借りしまして深くおわび申し上げます。

県警といたしましては、再発防止に徹することはもとより、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進し、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に尽くしてまいる所存でございます。

さて、本日、御審議いただきます議案及び報 告事項につきましては4点あります。

1つ目が、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、2つ目は、民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について、3つ目は、損害賠償額を定めたことについて、4つ目は、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よ

ろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○髙橋警務部長 それでは、お手元にあります、 令和3年9月県議会定例会提出議案9ページ、 議案第3号「地方警察職員の特殊勤務手当に関 する条例の一部を改正する条例」につきまして の説明でございます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料 1、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部改正についてという題名の資料も併せて 御覧いただければと思います。

まず、本条例に規定しております特殊勤務手当について説明いたします。

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他、著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当であり、警察においては、刑事作業手当、交通捜査作業手当、警ら作業手当などの手当がございます。

この種の手当につきましては、地方公務員法 第24条の規定により、本県では条例で定めてい るところであり、この条例に定める額につきま しては、警察法第56条第2項の規定により、警 察庁の職員の例を基準として定めるということ になっております。

次に、今回の条例の一部改正についてでありますが、改正理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴いまして、改めて新型コロナウイルスの定義の改正を行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症に関する手当として、県警では、資料の3にありますとおり、新

型コロナウイルス感染症に感染した被留置者に 対する作業、被留置者に類するものとして公安 委員会が定める作業に従事した場合などにつき まして、手当額を支給するということになって おります。

具体的には、資料にありますとおり、警察署 留置施設に収容した被留置者が新型コロナウイルス感染症患者であることが判明し、当該被留 置者に対して各種作業を行った者、あるいは当 該被留置者を移送または釈放した後において行 う施設の防疫作業に従事した者、さらに被留置 者に類するものとして公安委員会が定める作業 を行った者に対し、その作業内容に応じた額を 支給するものでございますが、条例制定以降、 これまでのところ、これに関する手当の支給実 績というのはございません。

改正条令の施行予定日は、公布の日から施行 するということを予定しております。

以上でございます。

続きまして、議案第14号「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」の御報告をいたします。

文教警察企業常任委員会資料の資料2を御覧ください。また、あわせまして、議案冊子の37ページ、38ページも御確認いただければと思います。

まず、委員会資料に沿って説明させていただきます。

1の民事訴訟事件の概要でございますが、これにつきましては、高鍋警察署の警察官が、平成27年12月3日、刑事事件の被告人であった相手方の刑事事件について、裁判官が発付した捜索差押許可状に基づき、その住居において捜索を実施し、同人が所持していた第三者名義のスマートフォンを押収したものでございますが、

その後、このスマートフォンは捜査上留置する 必要がなくなったということから、平成28年1 月24日、刑事訴訟法第124条第1項の規定に基づ いて、スマートフォンの詐欺被害者と認めた名 義人に還付していたところ、その還付手続は違 法であるとして、令和元年12月10日に提訴がな されました。

その民事訴訟において県警が行った手続の正 当性を主張いたしましたが、裁判所から和解案 が提示されるに至ったため、当該還付手続に不 備があったことを認め、刑事事件の被告人とそ の国選弁護人である弁護士両名と裁判上の和解 を行うものでございます。

2の損害賠償額でございますが、これにつきましては50万円となっておりまして、被告人とその国選弁護人両名に対し、おのおの25万円ずつを賠償することになります。

3の損害賠償の相手方でございますが、これ は記載のとおりでございます。

4の和解の理由でございますが、1点目、(1) は訴訟を継続しても県が敗訴濃厚であることで ございます。

裁判所は、今回、和解案を提示する中で、本件スマートフォンは、証拠上、贓物性に欠けること、刑事記録上、被告人の意見を明らかにする書面が作成されていないことなどを理由に、県警の手続は、刑事訴訟法第124条第1項に規定されている還付要件を満たさないと判断していると表明しており、このまま和解を行わずに裁判を継続したとしても、敗訴判決となるということが濃厚でございます。

2点目、(2)でございますが、裁判所が認定 している県の過失と損害賠償額に妥当性が認め られることでございます。

裁判所は、本件還付の態様から、被告人及び

弁護人が、適時に証拠品を精査し証拠提出を行 うか否かの協議ができなかったこと、スマート フォンには、被告人の個人情報などが保存され ていたことなどについて、慰謝料相当額の損害 賠償を認めております。

また、裁判所は、判決よりも幅広い解決を相手方に求めることも踏まえて50万円の和解金を提示をしております。

なお、裁判所は、過去同様の裁判例と照らしましても、この50万円の和解金は妥当な賠償額であると提示しております。

3点目の(3)でございますが、裁判所提示の和解案について、当事者――これは国、県、相手方でございますが――が同意をしていることでございます。

原告である相手方、被告である国についても、 裁判所が提示した和解案に同意をしております。

なお、国が被告とされているのは、相手方が 事件捜査に当たった宮崎地方検察庁の手続につ いても提訴をしていたためでございます。

以上の理由を総合的に判断し、さらに紛争の 早期解決を図ることを目的として、裁判所の和 解案に応じて和解をするということにしたもの でございます。

5の予算措置でございますが、賠償金については予備費から充当をすることとしております。 議案第14号についての説明は以上でございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑ございませんか。

〇丸山委員 議案第14号の和解についてですが、 和解の理由の中で、裁判所から「本物件が証拠 上、贓物性に欠けること」とあるが、どういう 意味かを教えていただきたいのと、「書類が作成 されていない」ということも書かれているんで すが、普通書類を作成するのが当たり前だと思 いますが、なぜそうなったのかと。

また、今後こういうことが起きないように改正しようとか、何かこういう指示を出しているとかがあれば、教えていただくとありがたいと思っています。

○日高首席監察官 スマートフォンを取得した のは名義人なんですけれども、それは今回の事 件の被疑者が頼んで、お金を払うんで入り用な ので名義人になってくれないかということで取 得したんです。

支払いは被疑者がしていたんですけれども、 この事件については、被害届が結局出なかった んです。同じような手口の別の事件で被害者が いるんですけれども、その人たちは詐欺でちゃ んと立件・送致されているんです。

今回のこのスマートフォンについては、立件 ・送致はされていなかったので、被害申告がな かった、という背景がありまして、借りている ので、名義人が名乗り出たということで贓物性 があるということを主張したんですけれども、 そこは認められなかったということですね。

それから、2つ目の書面のところですけれども、これは押収物を還付するときには、原告から押収したわけですから、押収された人に返すというのが原則なんですけれども、今回は贓物だと我々は判断しましたので、名義人に返すということになったんです。そのときにこの原告に対して口頭の説明はしているんですけれども、所有権を放棄しろという書面を本来であれば取るべきだったが取っていなかったということです。

3つ目、再発防止ということですけれども、 今回の訴訟で事後的な紛争への発展も考慮した、 疑義を生じさせないより質の高い適正な還付手 続の必要性を再確認したところですけれども、 県警としましては、再発防止対策として、全職 員に対する教養資料を作成・発出しております。

また、検察庁との会議においても、この問題を提起しまして、問題点を共有するとともに、 業務指導、いろんな機会を利用した周知を徹底 し、疑義のない適正手続を実践する取組を推進 しているところであります。

教養資料は分かりやすいフローチャートみたいなものをつくって、判断しやすいような内容になっています。

〇中川刑事部長 書面作成をしなかったことに ついて、補足して説明いたします。

先ほど首席監察官からありましたとおり、本 人に返すべきものではないとした場合は、その 差し押さえた本人に私は所有権を放棄します、 という意思表示をした書面を通常作成しており ます。

今回の場合も、本来そうすべきだったんですけれども、事件捜査当時に、この被疑者がそもそも供述調書などの書面への署名拒否をしていたものですから、担当した捜査官が作成しても書かないだろうという判断をしてしまって、作成していなかったのが実態であります。

そうであっても本人が作成に応じないという 報告書等を本来作成しておくべきだっただろう と思います。

○丸山委員 ある程度概要は分かりましたけれども、警察の信頼回復が最重要になってくると思います。再発防止をしっかりとやっていただきたいと思っていますし、先ほど説明の中で警視庁に上げて、全国の警察と共有するというような説明もあったと思っているんですが、この辺は改正したほうがいいよねというような案件

というのは、全国的に年間何件ぐらい起こっているのか。もし、再発防止のために全国の警察が共有しているという事例があれば教えていただくとありがたいかなと思います。

○日高首席監察官 件数がどのぐらいというと 資料がなくて分かりません。具体的な数字はあ りませんけれども、行政処分に対する訴訟とか 損害賠償に対する訴訟というのは、全国的に結 構起きています。

警察庁がそれを取りまとめて、各事案について資料が送ってきますので、我々はそれを共有して参考にしているという仕組みはあります。

○丸山委員 今回の事案が全国的に同じように あったものだったのか、それともこれまでの事 案と全く違う事案だったと認識していいのかを 教えてください。

〇日高首席監察官 把握している中では同様の 案件はありません。

○丸山委員 分かりました。いずれにしまして も、警察の信頼確保が一番必要だと思っており ますので、全国の警察組織の中で情報共有をし ていただいて、このような事案が起こらないよ うに、また、書類とかも本来であれば作成する のが当たり前だと思っています。先ほど刑事部 長も言っていただきましたけれども、そういう こともしっかり今後は対応していただくように お願いしたいと思っております。

○脇谷委員 贓物性に欠けるということは、つまり詐欺で手に入れたものであるということに欠けるということですよね。ということは、この人は詐欺で手に入れたものでありながら、結局立件できなかったので、しかも還付手続では不備があったので、50万円渡すんだけれども、この人、詐欺じゃないんですか。

〇中川刑事部長 もう事件的には終わっていま

すので、詳細は控えさせていただきますが、この詐欺事件で別の被害女性がいました。その関係で捜索・差押えを行ったところ、今回問題になっている別の女性が名義になっているスマートフォンがあったとなると、この人も同様に詐欺の被害に遭っているんじゃないかということを警察としては当然考えるわけです。

その中でいろいろ調べていったんですけれども、最終的にはスマートフォンの名義人が詐欺事件の被害届はもう出しません、事件としていただかなくて結構ですという流れになったんです。詐欺事件にならなかったので、贓物性からも薄れてしまった。明らかな贓物というわけにはいかなくなってしまったという部分があります。

ただ、本来でしたら、この詐欺事件があってもなくても、原告に確認を取らなきゃいけないんです。これは例えば自転車とかを盗んで乗っていって、その自転車をどうしますかってなった場合、基本的には犯人には返しませんよね。被害者に返すのが筋ですので、きちんと説明して返してくださいとなるんです。今回も一応その行為はやったと、口頭ではやり取りしたと担当の捜査官は言っているんですけれども、書面に残していなかったというのが、警察署側が今回の訴訟で申し訳ないという形にならざるを得ない部分ということになります。

○脇谷委員 ということは、女性が返してくれ といって、返したらそれでオーケーという感じ だったということですか。

○中川刑事部長 返してしまったので、被疑者 の権利が損なわれたということで訴訟になった わけです。要するに手続上の問題ということで ありまして、警察側とすればその名義人に返し たいんですけれども、原告本人が使っていたス

マートフォンですから、今度はプライバシーの問題等々も出てきます。

当時は原告本人には断りを入れたんですけれども、記録が残っていないので、言った言わないというような水かけ論的になったので、今回の問題は記録しておくべきでした。

それは今回、県警、県内の警察官含めて周知 させているところであります。

- ○脇谷委員 分かりました。名義を貸した人と 名義を使ってスマートフォンを持った人は、知 り合いという感じなんですかね。
- 〇中川刑事部長 はい、勝手に侵入して盗んできたものではございません。知っている間柄ではありました。大体詐欺事件は対面しての特殊詐欺事件というのが多く、何も知らない未知の人からいきなり盗むというのは、詐欺じゃなくて窃盗等になります。
- ○満行委員 確認ですけれども、損害賠償の相手方が2名、2番目のこの国選弁護人に慰謝料ということで同額の25万円を払うということなんですかね。
- ○日高首席監察官 弁護士に対して25万円。
- 〇満行委員 理由は。
- 〇日高首席監察官 理由は、弁護権・防御権侵害に基づく損害賠償請求事件の裁判例を参考にこの算出根拠にされていますので、弁護権とか防御権を侵害したという内容に対して損害賠償を25万円するという趣旨です。
- ○満行委員 25万円ずつの同額ですよね。県警はこれは妥当と考えたということですね。裁判所がそう言ったので、それに合意したということですね。同額というのはどうなのかということを聞いているんです。
- **〇日高首席監察官** 私たちは妥当と判断しています。

ちなみに、もともと相手方から請求された損害賠償額は原告に対する慰謝料として200万円、弁護士に対する慰謝料として100万円、そして弁護士の費用として20万円、合計320万円という請求だったんです。

それが、今回裁判所が提示した和解案では50万円——25万ずつということで、それを私たちは妥当と判断しているということです。

○重松委員長 関連ございませんか。

では、議案の審議は終了したいと思います。次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○髙橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについての御報告でございます。

令和3年9月県議会定例会提出報告書の3ページをお開きください。

今回、御報告させていただきます警察における損害賠償事案につきましては、3ページの上から5件目の交通事故から4ページの上から3件目までの交通事故についてでございます。

まず、3ページの上から5件目と6件目の交通事故について説明をいたしますが、これにつきましては、同じ1件の交通事故ということでございます。

5件目の相手方が交通事故の相手方運転者で、 6件目の相手方が事故現場直近の民家の所有者 となっております。

この事故につきましては、本部サイバー犯罪 対策課の警察官が、平成29年8月15日午後4時15 分頃、宮崎市内の市道において、単独で捜査用 車両を運転し、捜査用務のため赤黄色点滅信号 設置の交差点の黄色点滅信号に従いまして交差 点を進行中、相手方車両が右側から赤色点滅信 号を無視して交差点に進入してきたため、自車 前部と相手方車両左側面が出会い頭に衝突、さらに、相手方の車両が交差点北西角にある民家の塀と衝突して、この塀が破損をしたというものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の徐行義務違反、相手方の一時停止義務違反の過失によるものでございまして、県側が20%、相手方が80%の過失割合となっております。

この事故で、相手方運転者は、頭蓋骨骨折、 脳挫傷のけががありましたので、治療費などと して152万3,855円を県警の任意保険と自賠責保 険からの支出をしております。

物件損害につきましては、交通事故の相手方に対して、全損となった車両損害分とレッカー代として総額35万2,428円を県警の任意保険から支出をしておりますが、相手方の車両損害分の35万円につきましては、相手方が民事訴訟を提起し、その結果、裁判上の和解をしており、令和2年2月の県議会定例会において、和解と損害賠償額を定めたことについての議決を得て、既に賠償済みとなっておりますので、今回の損害賠償額の中には含まれていないという状況でございます。

また、事故の結果、相手方車両が衝突して損傷した民家の塀の修理代といたしまして、2万4,000円を県警の任意保険から支出をしております。

公用車については、全損扱いとなり、時価額の101万1,000円の損害に対して、相手方から80万8,800円の賠償がありましたが、廃車となるために修理費としての県費の支出はございませんでした。

次に、3ページの下から2件目と最下段の交通事故についての御説明でございますが、これについても1件の交通事故ということでござい

ます。

下から2件目の相手方が交通事故の相手方の 運転者で、一番下、最下段の相手方が同乗者で けがをされた方となっております。

この事故につきましては、高鍋警察署の警察 官が、平成31年1月25日午後6時15分頃、新富 町内の国道におきまして、単独でミニパトを運 転し警ら中、交通違反を現認し、相手方車両後 方に自車を停車させて職務質問を行う際、シフ トレバーをドライブの状態のまま足踏み式のパ ーキングブレーキをかけただけで降車したため に、無人の自車を自走させてしまい、停車中の 相手方車両に追突をさせたものでございます。

事故の原因については、当該職員が停止措置 義務を怠った過失によるものでございます。相 手方車両につきましては停車中ということでご ざいますので、過失はございません。

この事故で、相手方同乗者に頸椎捻挫などのけががありましたので、治療費等として56万8,167円を県警の自賠責保険から支出をしております。

物件損害につきましては、リアバンパー等の 修理代と代車代として18万700円を県警の任意保 険から支出をしております。

公用車につきましては、修理が必要な損傷は ございませんでした。

次に、4ページに移りまして、4ページの上から1件目の交通事故についての説明でございます。

この事故につきましては、日向警察署の警察 官が、令和2年12月3日午後3時25分頃、門川 町内の町道において、交番のスクーターを運転 して警ら中、前方左側の路地から左右の安全を 怠り、後方を見たまま道路に右折進行してきた 相手方自転車の前輪と自車前部を衝突させたと いう事故でございます。

原因につきましては、当該職員の動静不注視、 相手方の左右安全不確認の過失によるものでご ざいまして、県側が40%、相手方が60%の過失 割合となっております。

相手方自転車の前輪の修理費として5,720円を 県警の任意保険からの支出をしております。

公用車につきましては、フロントフェンダー の修理代3,912円を県費から支出をしておりま す。

次に、4ページの上から2件目の交通事故についてでございます。

この事故につきましては、都城警察署の警察 官が、令和3年2月16日午後4時4分頃、都城 市内の県道において、交番のスクーターを運転、 事案対応を終了して進行方向右側に位置する交 番に戻る際に、後方安全不確認のまま右合図を 出して中央線側に進路変更をしたため、同車を 右側から追い抜こうとしていた相手方車両の左 リアドアに自車右ミラーを接触させたという交 通事故でございます。

原因につきましては、当該職員の後方安全不確認、相手方の動静不注視の過失によるものでございまして、県側70%、相手方が30%の過失割合となっております。

相手方車両の左リアドアパネルの修理費として4万4,100円を県警の任意保険から支出をしております。

公用車につきましては、修理が必要な損傷は ございませんでした。

次に、4ページ、3件目の交通事故について の御説明でございます。

この事故につきましては、都城警察署の警察 官が、令和3年3月8日午後2時13分頃、都城 市内の市道におきまして、交通違反取締り中に 交通違反車両を現認、交番のスクーターを運転 し、警音器等を鳴らすなど相手方に停止を求め ながら追尾をしたところ、相手方の車両が約1 キロメートル先の路上で停止に応じたのですが、 当該職員の動静不注視により、相手方車両右後 方部に自車左前部を追突させたというものでご ざいます。

事故の原因につきましては、当該職員の動静 不注視の過失によるものでございます。相手方 は停車中ということでございますので、過失等 はございません。

相手方の車両リアバンパーの修理代と、代車 代として15万3,307円を県警の任意保険から支出 をしております。

公用車につきましては、修理が必要な損傷は ございませんでした。

以上が、今回御報告する公用車交通事故に関する損害賠償事案でございます。

交通指導取締りを責務といたしまして、交通 法令を遵守すべき警察職員がこのような交通事 故を発生させるということは、過失によるもの とはいえ、県民の信頼を損なうことにつながり かねないというものでございますので、さらに 気を引き締めて交通事故防止対策については推 進をしてまいりたいと思います。

以上で、損害賠償額を定めたことについての 御報告を終了いたします。

〇中川刑事部長 私からは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元の令和3年9月定例県議会提出報告書 の127ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの令和

2年度の事業報告書について御説明いたします。 まず、1の事業概要についてでありますが、 令和2年度は、暴力追放のための広報啓発活動、 暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充 実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力 団排除運動の活発化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてでありますが、 令和2年度におきましては、127ページから130 ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名(1)暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)につきましては、①相談・助言事業として、常勤相談委員による相談受理、②少年保護活動事業として、青少年を暴力団から守るための広報啓発活動、③暴力団離脱更生促進事業として、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催を通じた更生援助活動や社会復帰援助活動、④被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟支援貸付制度の周知活動等をそれぞれ実施しました。

次に、事業名(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)につきましては、①広報啓発事業として、各種研修会での「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」のパンフレット配布活動やセンター職員がテレビ、ラジオに出演しての広報活動を実施、②民間暴力団排除団体等への支援事業として、反社会的勢力からの機関誌購読要求に対する事業所の講読拒否運動や事業所等に対する事業所の講読拒否運動や事業所等に対する研修事業として、宮崎県少年警察ボランティア連絡協議会や少年指導委員研修会の関係者に教養資料の配布、④不当要求情報管理機関への支援事業として、銀行や証券会社の関係者に教養資料の配布、⑤調査・研究活動事業として、銀行や証券会社の関係者に教養資料の配布、⑤調査・研究活動事業として、

オンラインによる各種研修会への参加、⑥不当 要求防止責任者講習等事業として、県内13地区 における講習会の実施に取り組みました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、令和 3年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により 御説明いたします。

報告書の179ページをお開きください。 まず、概要についてでございます。

宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県 暴力追放県民会議の名称で平成4年4月1日に 設立され、その後の公益法人制度改革に伴い、 平成23年4月1日付で現在の名称になっており ます。

総出資額4億9,500万円は、現在の財団の基本 財産であり、このうち、県の出資額が3億9,500 万円、残り1億円は市町村の出資金となってお ります。

次に、県の財政支出等について御説明します。 令和2年度の県財政支出は、主な県財政支出 の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任 者講習委託事業の委託料1,087万9,000円のみで あり、その他の補助金や交付金、負担金等はあ りません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、 先ほど述べました公益事業2の中の一つであり ます、⑥不当要求防止責任者講習等事業の事業 費用であります。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、 暴力追放センターが公安委員会から委託を受け て実施している事業であり、事業の内容は、事 業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的 勢力からの不当要求被害を防止するための講習 会等を行っております。

令和2年度の実施結果は、各警察署管轄の13 地区において、総数、講習回数30回、受講者918 名でありました。

次に、実施事業でありますが、これはさきに 述べましたとおり、公益事業の1として4事業、 公益事業の2として6事業の10事業を実施して おります。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、 いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために 必要な事業ですが、その中でも特に、相談・助 言事業や不当要求防止責任者講習等事業、それ に広報啓発事業に重きを置いて活動を行ってお ります。

そこで、これらの事業活動の認知度・センターの利用状況を知るための指標として、暴力団相談受理件数など3つを活動指標に掲げております。

①の暴力相談受理件数の中で最も多いのは、 企業からの契約・取引における反社会的勢力排 除のための暴力団該当性の照会の401件でありま して、全体の92%を占めております。

②の研修会参加者数については、委託事業であります県内13地区における不当要求防止責任 者講習会をはじめ、事業所や行政に対する暴力 団対策研修会等の参加者数となります。

令和2年度は、コロナ禍の影響により、各種 研修会が軒並み中止となったため、参加者数も 激減しております。

最後の③ホームページアクセス件数については、県民の皆様の暴力追放センターへの認知度を表す指標として掲げているものであり、アクセス件数が多いほど暴力追放センターの認知度が高いと考えております。

各指数の達成度は、①の暴力相談受理件数145%、②の研修会参加者数23.2%、③のホームページへのアクセス数83.6%でありました。

次に、財務状況についてであります。

次のページ、180ページをお開きください。 財務状況の数字は千円単位で表示しており、 千円未満は四捨五入しております。

経常収益、経常費用等の詳細については、令和2年度事業報告書の131ページの3貸借対照表、132ページから133ページの4正味財産増減計算書、134ページの5財産目録を後ほど御参照願います。

まず、財務状況のうち、左の正味財産増減計 算書の令和2年度の欄を御覧ください。

この正味財産といいますのは、資産から負債を差し引いた純資産のことをいいます。その中で、令和2年度の収入に当たる経常収益は2,531万3,000円、支出に当たる経常費用は2,570万円で、CM回数を増やすなどの宣伝広告費が増加したことにより、当期経常増減額はマイナス38万7,000円となっております。

次に、使途に制約が課せられた寄附金を含ん だ指定正味財産増減の部について説明します。

令和2年度は、指定正味財産期首残高が5 億200万円、指定正味財産期末残高が5億300万 円であり、100万円の増額となっております。

増額の100万円は、平成25年度に設立しました 暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の令 和2年度分の積立金であり、その財源は一般財 団法人宮崎県警察職員互助会からの寄附金であ ります。

指定正味財産 5 億300万円の内訳は、基本財産 4 億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費 用運営資産800万円となります。

次の正味財産期末残高の5億1,072万3,000円は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末 残高の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の令和2年度の欄を

御覧ください。

資産は合計額が5億2,191万円、負債は1,118万7,000円となっております。これらの詳細な金額については、令和2年度事業報告書の131ページに添付された3の貸借対照表のとおりであります。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率の実績値46.1%は、算式の欄に記載のとおり、基本財産運用収入に特定資産運用収入と自己収入を加えた合計を経常費用でもあります当期支出合計額で割り、比率を算出したものであります。

令和2年度の目標値60%に対して実績値は46.1%でしたので、達成度は76.8%でありました。

今後も厳しい財政状況ではありますけれども、 自己収入比率向上に向け、賛助会費、寄附金の 拡大等を推進し、目標値達成に向け努力するよ うに指導してまいります。

②の管理比率の実績値21.6%についても、算式に基づき、管理費を当期支出合計額で割り、 比率を算出したものであります。

令和2年度の目標値30%に対して実績値は21.6%で、目標値よりも費用であります管理費を低く抑えたということにより、達成度は128.0%でありました。

今後とも、引き続き管理費の節減に努めてま いります。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、事業活動面については、コロナ 禍の影響により暴力団排除に関する研修会や講 習等がほとんど開催されず、目標としていた参 加者数を大きく下回った反面、ホームページを 活用した継続的な広報啓発活動の効果もあり、 暴力団相談件数が飛躍的に増加したとしており ます。

一方、財政面については、国債や地方債等の 超低金利が今後も続くことが予想され、財政基 盤の安定確保が困難な状況にあることから、賛 助会員を増やして賛助会費の増加に努めるなど、 より一層の努力が必要であるとしております。

続きまして、令和3年度の事業計画について 御説明いたします。

報告書の135ページから136ページをお開きく ださい。

1の事業概要についてであります。

本年度においても、広報啓発活動、民間や自 治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を推進 することとしております。

2の事業計画についてでありますが、本年度 も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当 な要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、

(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な 行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の合わ せて10事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益予算書についてであります。 次の137ページをお開きください。

まず、大項目1の一般正味財産増減の部から 説明します。

(1)の経常収益は合計2,403万2,000円となっており、前年度比でほぼ同額となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、次の138ページに移りまして、合計3,073万2,000円となっており、これは、経常収益と令和2年度繰越額の合計を全額消費する計算となります。

次に、大項目2の指定正味財産増減額の部について説明します。

令和3年度の基本財産運用益436万9,000円は、 センターの事業運営に充てられる一般正味財産 に振り替えますので、基本財産の増額はなく4 億9,500万円のままとなります。

指定正味財産期末残高は、基本財産 4 億9,500 万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営 資産800万円の合計額である 5 億300万円であり ますが、これに、令和 3 年度に暴力団組事務所 使用差止請求等費用運営資産に充てるものとし て、宮崎県警察職員互助会からの寄附金相当額 となる一般正味財産期末残高の100万円を加えた 5 億400万円が令和 3 年度の正味財産期末残高に なります。

なお、令和3年度の事業計画は、令和3年3 月3日開催の理事会で、また、令和2年度の事 業実績については、令和3年5月25日開催の理 事会及び令和3年6月11日開催の評議員会にお いて、それぞれ承認されております。

宮崎県暴力追放センターの経営状況報告は以上となりますけれども、全国の暴力団情勢は、 六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が激化し、昨年1月に両団体が特定抗争指定団体に 指定されるなど、予断を許さない状況にあります。

暴力追放センターの役割は、今後ますます重要となりますので、これからも予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を官民一体となって積極的に実施していく所存でございます。

今後とも、委員長はじめ委員の皆様の宮崎県 暴力追放センターに対する深い御理解と御協力 をお願いいたしまして、報告とさせていただき ます。

- ○重松委員長 執行部の説明が終了しました。 報告事項について質疑はございませんでしょ うか。
- ○脇谷委員 暴力団員等による不当な要求行為

の被害者に対する支援事業の相談事業なんです が、どういったところからどういう相談が多い のかを教えてください。

〇中川刑事部長 相談は多種に及びます。やっぱり一番多いのは、企業とかが取引相手として、この人は暴力団組員じゃないかといったような、暴力団の該当性の照会が401件を占めて、90%を超えます。あとはトラブルや悪そうな人を見たけれどもどうなんだとかいったような話、あるいはクレームへの対応とか、そういったことの相談というのが多くなっております。

○脇谷委員 それは自分が取引しようとする人が暴力団員じゃないかなというので、気軽に相談していいということですかね。

〇中川刑事部長 そういった相談は大いにして いただければと思います。

全国の暴力追放センターがあるんですけれども、ネットワークでいろんな新聞記事等を集約し、過去に暴力団が関わった事件をデータ化しており、それを見て参考程度にこういった事件で名前が上がっていたということは助言はできまけれども、具体的にこの人が暴力団員ですよという回答はできません。

もし正確にその回答を知りたいということであれば、警察本部の組織犯罪対策課に正式に照会していただければ、該当性については回答できるということになります。

○井本委員 暴力団員だというのは暴力追放センターでは分からなくて、警察本部に聞いたら分かるということですか。

○中川刑事部長 はい、正式にこの人は暴力団員であると認定する作業をしているのは警察です。暴力追放センターとしては、相談を受けて、データに基づいて名前が上がっていましたよと助言しています。正式にどうしてもそこを詳し

く承知したいということであれば、警察本部の 組織犯罪対策課に照会をかけていただくという のがよろしいかと思います。

○井本委員 暴力団として指定をするわけです よね。そうするとグレーゾーンみたいな組織も あるという気もするんですけれども、その辺の 把握はしているんでしょうね。

〇中川刑事部長 もちろん警察としてもそうい う不良行為をしている存在というのは、捜査し ておりますけれども、よく全国的に言われます が、準暴力団、俗に半グレと言われる集団がい ます。そういった組については、今のところ本 県ではその存在については把握しておりません。

○徳重委員 県内の暴力団の組織の人員というのは何人ぐらいと把握されているんですか。

〇中川刑事部長 今、暴力団は県下には16組織あります。六代目山口組、その傘下にある組織が2組織と六代目山口組から分離しました神戸山口組、この傘下にある組織が14組織あります。構成員、いわゆる組員が約50名、そして正規な組員としてまでは認定はしていないんですけれども、組合力を利用しているとか、資金等を提供しているといった準構成員と言われる人物が約80名、合計約130名の構成員、準構成員を把握しているところであります。

○徳重委員 この組員の50人あるいは準組員の80名、計130名というような数字を出されましたが、この方々は家族もあったりするであろうと想定されるわけで、生活するためどんな仕事に就いていらっしゃるか把握されていますか。

○中川刑事部長 正確にはなかなか難しいところもあるんですけれども、まずほとんどは生業に就いていません。

なかなか就けないというのも実際あります。 と言いますのは、暴力団排除の機運が非常に高 まってきまして、金融機関で口座がつくれないとか、不動産で家が借りられないとか、いろんな制約を企業が設けてくれております。要するに社会全体で暴力団排除の機運を高めてくれいると、そういったところも大きなネックになっていると思います。

中には、自分で飲み屋さんをやっていたり、 暴力団を過去にやっててもうやめたけれども、 暴力団とつながりがあり、一応商売をしている 人もいます。そういった暴力団と親密な付き合 いをしている人を準構成員として認めているん ですけれども、まず、ほとんどは生業に就いて いないと思っていただければいいと思います。

○徳重委員 その人たちには家族はいらっしゃ るものですか。

〇中川刑事部長 そこまでは正式な把握はして おりませんが、個人のプライバシーに関わるこ とですので、詳細は差し控えさせていただきま すけれども、当然奥さんや子供がいる者もいる ことは事実であります。

○丸山委員 気になるのが、今年はコロナの関係で講習会とかができなかったということで、今後、落ち着いたらしっかりやっていただきたいと思っています。あと心配なのは、暴力追放センターのホームページを見させていただいたんですが、本来はコロナの時代こそ、こういうホームページを見てもいいんじゃないかなと思っているのに、アクセス件数が4千件で、伸びていないのがちょっと心配だなと思いました。

それで、例えばほかの県のホームページと比較したときに、宮崎県のホームページはちょっと見にくいような気もします。このホームページをつくってから、ずっと同じようなレイアウトなのか、ある程度更新をして、もう少し県民に見やすくしたりとか、何か取り組んでいるの

か、教えていただくとありがたいと思っております。

○中川刑事部長 年々更新はしているんですけれども、やはり一番は見てもらわなければ話になりませんので、そういった意味でもCMとかを増やして、要するに視聴覚で暴力追放センターの存在を知ってもらいたいと思います。宮崎県警察でもホームページをつくっていますので、そこを含めて今後周知をもっと図っていくべきだろうなということで、暴力追放センターには指導していきたいなと思います。

○丸山委員 ほかの47都道府県のホームページ をリンクで見たときに、ぱっと見て見やすく分 かりやすいものもありました。宮崎県のホーム ページは昔から同じ形になっていて、バージョンアップしていないような気がしました。

今こそいろんな犯罪が起きたりしていますので、しっかりリンクしながらやっていくような手法をとったほうが、若い人たちが暴力団といつの間にか接していたという事案をもっとうまく紹介をしたりとか、今ネット社会ですので、そういうのをうまく利用していただくとありがたいのかなと思います。令和3年度の事業は一応報告がありましたけれども、その中にもネットについての強化を考えていただくとありがたいなと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

○重松委員長 ほか御質問ないですか。

○丸山委員 交通違反の取締りで止めた車に警察の車が操作ミスをしてぶつかってしまったという事案なんですが、これは警察に対する信頼を落とすような事案だと思っております。本当に現場の職員たちは一生懸命頑張っていらっしゃると思うんですが、やはり業務の中でこういう事案が起きてしまったというのは非常に大

きく信頼を損失したんじゃないかなと思っております。できるだけこういう事故がないようにお願いしたいと思っております。

○重松委員長 それでは、最後にその他でほか にございませんか。

○丸山委員 交番の統廃合について、今回地元 の人からできれば交番を残してほしいという意 見がありました。そういう意見があることを一 般質問でも感じましたが、統廃合される地域が 不安を抱いているというのを改めて現地で感じ たものですから、統廃合についてお伺いできれ ばと思います。

〇髙橋警務部長 御指摘がございました交番や 駐在所の統廃合の進め方についてでございます。

交番、駐在所が地域の治安拠点として、地域に根差した活動を行ってきて、それぞれ個別の経緯はあると思いますが、地域住民の方の安心のよりどころであるということは、我々も十分承知をしているところでございます。

統廃合を進めるに当たっては、もちろん地域 の皆様の御心情に配意しながらということはも う大変重要なことだと認識をしております。

また、こちら本部といたしましても、地域住民の方々に対する説明については、丁寧かつ慎重にということも厳命しておりますので、そういう御理解、御協力をいただきながら進めていくという方針でございます。

○丸山委員 言われたことは分かるんですけれども、今の駐在所とか交番が耐震性がないからもう廃止しますと急に言われると、現場の住民の方々は本当にそれでいいのかと心配をされています。あと、最近は警察の働き方改革の一環かもしれませんが、管内に常駐せず通勤でもいいですよということになったことで、かなり手薄になっているんじゃないかとか、非常に心配

をされている住民の方もいらっしゃるみたいです。

大体統廃合される場所は過疎地域で住民が少ないところですから、役場やJAの支所がなくなって、最後によりどころだった警察もなくなるのかというイメージがあって、非常に心配がられているというのを改めて今日電話をいただいて感じたものですから、十分な説明をしていただくようにお願いします。

○高橋警務部長 委員の御指摘につきましては 十分踏まえてということでございます。

あと通勤をしているのではないかということですけれども、確かに働き方改革ということで、管外からの通勤も可としておりますが、例えば交通事故対応や刑事事件の初動対応をする者については、管内居住を義務づけています。

もちろん署長、副署長は管内居住ですので、 そういう必要な部分については管内居住という ことで対応させていただいております。

繰り返しにはなりますけれども、地域に根差している活動を今まで行ってきた駐在所が廃止されると、地域住民の方が不安に感じておられるということは十分考慮をしたいと思っております。

ただ、交番や駐在所がなくなるということが 地域の弱体化にはつながらないように、耐震化 が主な目的ではなく、あくまで現場執行力や機 動力を向上し地域の治安を守ることが目的です。 今回のこの交番や駐在所に関する説明について は、そういう点を十分丁寧に説明していきたい と考えております。

○井本委員 同じような意見ですけれども、この交番というのは本当に優れた日本の文化だと思うんですよね。日本がこんなに安全なのは日本人の意識が非常に高いからだろうけれども、

それこそ江戸時代から番所とかあって、今の警察に引き継がれて、日本は安全という外国からの評価につながってますから、これは日本の文化ですよ。これをいじくって、妙なものにしてしまわないようにしていただきたいなと思うんですよ。

そして、事件が起こらんから交番が要らんじゃないかっていうと、なくした後になって事件が起きたら、元に戻すというのはなかなかできないですからね。

以前交番襲撃事件が2件発生したことがあって、警官が危ないから交番を廃止するというんだったら、短絡的過ぎるんじゃないかなって。本当に国民の平和、安全な生活を維持するということが目的であるなら、そのために何ができるかを考えてやるべきだと思うんです。

子供が危ないから道路に車を通すなというわけにはいかないわけだから、警官が危ないから交番を廃止しますよと、そういう短絡的なものじゃなくて、危ないならそれはどうしたら安全にできるかという方策を目的に従っていろいろ考えるべきじゃないかと。よろしくお願いいたします。

○高橋警務部長 警察では術科訓練というものがあり、それも最近はかなり実践的なものに変化しております。警察学校で初任科生などは、例えば拳銃を取られるときにどう対応するかと、犯人が刃物を持っていたらどう対応するのかということを、体に覚え込ませるような訓練をしています。

もちろん、初任科生だけでなくて、実際に今 警察署で勤務している警察官にもそれを義務づ けています。

駐在所や交番の統廃合は、決して襲撃が怖い からということではなく、夜間一人でいるとき に不意打ちがあったときに対応できるという意味合いでございまして、警察は精強でございますのでそういう点での御心配はないかなと思います。

あと、僻地のほうで事案がないので、人を引き上げるということでは全くなく、県警の警察官の定員はあらかじめ法律や政令で決められており、その中でどう効率的に対応をしていくかということを考えておりまして、県民の皆さんにも今回の統廃合について丁寧に説明をして進めていきたいと考えています。

交番を減らしたから小規模の警察署の人数が そのまま本部に行くということではなくて、治 安情勢を見ながら、県全体としての配置を一生 懸命考えていきたいなと思っております。

〇井本委員 その会議はどういう構成になって るんですか。

○髙橋警務部長 県の警察署協議会というものですと、署長、副署長をはじめとして、そこでお仕事をされている方、自営業をされている方、県議の皆様、地元の市長、社会福祉協議会の皆様、あと区長の皆様ですとか、警察署協議会ということで、地元の皆様との意見交換ができる場でお話をしているという状況でございます。

〇井本委員 これは来年3月までにつくり上げるわけですか。

○髙橋警務部長 期間につきましては、来年早 急にということではなく、丁寧に説明をしてい きつつということで、もちろん地元の事情もご ざいますので、5年以内ぐらいには何とか形が できればと考えております。

できるところはもちろん進めてまいりますけれども、時間のかかるところもあると思いますので、それぐらいの期間でと考えております。

○重松委員長 それでは、ほかにないようです

ので、これで終了させていただきます。

以上をもって、警察本部を終了いたします。 執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午後1時1分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、 教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。よろ しくお願いいたします。

まず、説明に入る前に、おわびを申し上げます。

教職員の服務規律の遵守につきましては、これまでも繰り返し指導をしてきたところではありますが、去る5月19日に強制わいせつ容疑で逮捕、6月9日に起訴され、現在公判中であります延岡市立岡富中学校の教諭を、8月27日付で免職の懲戒処分といたしました。

また、既に皆様には個別に御報告申し上げて おりますが、別件で県立学校教諭が7月14日に 同様の強制わいせつ容疑で逮捕、8月4日に起 訴され、現在第1回公判を控えている状況であ ります。

このように、教職員による非違行為が続けて 発生しており、県議会の皆様をはじめ、県民の 皆様方の信頼を損なうことになりましたことを、 深くおわび申し上げます。

このような状況を受けまして、県教育委員会といたしましては、7月に全県立学校の校長を対象とした緊急校長会を実施し、私も直接そちらに出向きまして、校長へ直接再発防止と信頼回復に向けた指導を行ったところであります。市町村教育委員会に対しましても、同様の取組

を依頼したところでございます。

今後とも、不祥事を防止するため、管理職に よる教職員一人一人に対する具体的な指導の徹 底を図り、本県教育に対する信頼回復に努めて まいりたいと考えております。よろしくお願い いたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表 紙をおめくりいただきまして、目次を御覧くだ さい。

今回御審議頂きます議案は、議案第12号「財産の取得について」の1つであります。

次に、報告事項といたしまして、家庭教育を 支援するための施策の実績等について御説明申 し上げます。

さらに、その他報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてなど、計6件を御報告させていただきます。

私からの説明は以上でありますが、詳細につきましては、この後、引き続き担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重松委員長 それでは、次に議案等について の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○谷口高校教育課長 高校教育課でございます。 常任委員会資料1ページを御覧ください。

議案第12号「財産の取得について」説明をい たします。

なお、令和3年9月県議会定例会提出議案の33 ページに本議案の内容がございますが、説明は この常任委員会資料にて行います。

なお、これにつきましては、6月のこの常任

委員会で令和2年度の繰越明許費ということで 御説明をしたものになります。

本件は、財産に関する条例第2条の規定によりまして、予定価格7,000万円以上の財産を取得する際は、議会の議決に付すことになっておりますことから、今回議案提出をするものであります。

取得を予定しております財産は、昨年度の2月補正予算、GIGAスクール構想拡充事業におきまして、高校生用に整備することとしましたタブレット端末でございまして、1の目的にありますように、県立高等学校及び中等教育学校の低所得者世帯の生徒に対し、ICTを活用した効率的、効果的な教育活動の実施に必要な環境を整備するためのものであります。

2の取得する財産にありますように、タブレット端末3,400台を整備いたしまして、下に参考として活用のイメージを示しておりますように、学校の授業や、生徒が家庭に持ち帰って家庭学習で使用するなど、様々な場面で効果的に活用したいと考えております。

また、取得価格は3にありますように1 億5,296万6,000円、そして契約の方法につきま しては、4にありますように、一般競争入札に より、富士電機ITソリューション株式会社が 落札をしております。

今議会で議決が得られましたならば、機器の 調達、各学校への配備等を進める予定としてお ります。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑ございませんでしょうか。 **〇丸山委員** この一般競争入札ですけれども、 どれくらいの競争があったのか。あと、予算に 対しての落札率なんですが、どのような状況か を教えていただくとありがたいと思います。

〇谷口高校教育課長 入札の状況は、この入札をした会社含めて2社でございました。そして、 予算額が1億5,300万円ということに対しまして、入札決定額が1億5,296万6,000円ということになっております。

○丸山委員 99.9何%の落札率になるんじゃないかなと思うのですが、競争的な入札になるようどのような努力をされたのかを教えていただきたいと思います。

○谷口高校教育課長 入札につきましては、県の広報、あるいは県のホームページ等で告知をいたしましたが、このコロナ感染症の対策で、オンラインの機器、ICTの機器の調達が全国各県に行われておりますことから、こういったちょっと少ない形になったのかなと思っております。

○丸山委員 こういう企業とかが収益を上げ過ぎているんじゃないかというような報道もあって、本当にこのコロナに乗じてといいますか、ちょっと何か不自然な面もあるもんですから、本来もう少し競争といいますか、入札がしっかりできるようなことをお願いするべきじゃないのかなと思っております。

ちなみに、ほかの県でも同じように、GIGAスクールに対しての入札があっていると思うんですが、同じような状況だと認識していいのか、特に宮崎県だけが2社だけの低入札だったのかをお伺いしたいと思います。

○谷口高校教育課長 申し訳ございません。他 県についての入札状況については、現在把握を しておりません。

○丸山委員 予算的には全て県外の富士電機にいってしまい、地元企業にお金が回らないというのは、経済対策上はあまりよくないのかなと

思っているんですが、このような形で3,400台一括して入札しなくちゃいけなかったのは、規格を統一しなくちゃいけないと考えたために、こうなってしまったのか。

例えば、学校ごとに低所得者の数があるから、 ある程度幾つかに分けて発注とかもする方法も あったと思うんですが、一括購入した理由も含 めてお伺いしたいと思います。

○谷口高校教育課長 この2月の補正予算ということでございまして、今年度中に執行する必要もございましたもので、一括ということでさせていただきました。

○丸山委員 これ以上は言いません。地元で取扱っているところがあると思いますので、できるだけそちらとも協議をしていただきたいかなと思っております。あと心配なのは、今回は国からのコロナ関係の予算でできたんですが、パソコンとかは恐らく5年後ぐらいには、更新をしないといけないものですが、どう対応していくんでしょうか。

○谷口高校教育課長 今回の入札につきましては、アフターサービスで自然の故障、あるいは物損の故障の保障としまして、3年間の無償対応というのはついております。その後につきましては、議員おっしゃいましたように、改めて予算化を行うのか、自前でまた調達をするのか、そういったことを含めて考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、貴重な税金 で購入したものでありますので、また脇谷委員 が一般質問されたAIを使ったデジタルドリル についても、市町村や配る学校で差が出てくる ようなことのないように、全ての生徒が有効に 活用できるようにしていただきたいと思っております。

〇井本委員 これ低所得世帯の生徒に対してと

書いてありますよね。要するに高所得世帯の生 徒人は対象になっていないというわけですよね。

配った機種が違うと、あの子は低所得世帯だなと、何かそこで区別しているような気がする んだけれども、どういう配り方をするんでしょうか。

○谷口高校教育課長 まず、この低所得者用の タブレットについては、貸出しということで考 えております。そして、昨年度になりますけれ ども、補正予算等で各学校に備え付けるタブレッ ト等を配置しております。今回の2月の補正予 算につきましては、こういったような形で低所 得者用というようなことでありましたものです から、今回はこれで出させていただくというこ とになります。

〇井本委員 要するに区別をつけるようなこと にはならないということですね。

○谷口高校教育課長 はい。あくまでも学校に備え付けるタブレットでございますので、生徒には機会があれば等しく貸し出すということになりますので、不公平ということにはならないのかなと考えております。

○脇谷委員 この1億5,200万円余のタブレット PCなんですけれども、これはWi-Fiν-ターは入っていないのかどうかが1点と、この タブレットを持っていないのは生徒全体の5% と言われましたけれども、大体その1校当たり 何台ぐらい配備するのかというのを教えてくだ さい。

○谷口高校教育課長 まず、Wi─Fiのルーターでございますが、これは別でございます。 あくまでも7,000万円以上ということでこちらに上げておりますが、ルーターは別ということであります。

この3,400台の学校の配布につきましては、奨

学給付金を受給している生徒が各学校に何人いるのかというのを目安に配布をしていきたいと思っております。

○満行委員 Wi一Fiルーターの整備計画を 教えてください。

○谷口高校教育課長 Wi一Fiルーターの整備計画につきましては、通信環境がない家庭が大体5%ということで、1,500台を整備する予定でございます。

○満行委員 要するに携帯の電波を使うのがWi一Fiなんだろうと思うんですが、無線の電波でWi一Fiをやろうとしているのか、各家庭に有線があるのをWi一Fiにしたいのか、どういう整備状況なのか聞きたいんです。

○谷口高校教育課長 これも生徒貸出し用ということで、ルーターも無線のモバイルルーターを配置したい、貸出しをしたいと考えております。

〇満行委員 電波の届かないところは、配慮は されるんでしょうか。

○谷口高校教育課長 まず、先ほど申しました 貸出しのルーターですけれども、ルーターは貸 し出しますが、その通信料というのは各家庭で 負担をしていただくということにはなっており ます。

電波が届かない家庭についてどのようにして いくのかというのは、また検討してまいりたい と思います。

○満行委員 Wi一Fiルーターを貸し出す。 それは機械だけを貸して中に差し込むSIMは、 各家庭が契約してくださいということですか。

〇谷口高校教育課長 今おっしゃったとおりで ございます。

○重松委員長 よろしいですか。議案については、これでよろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 次に、報告事項に関する説明を 求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

〇長尾生涯学習課長 生涯学習課でございます。 常任委員会資料の2ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績等について御報告いたします。

1の報告の根拠でありますが、平成28年に施 行されました宮崎県家庭教育支援条例第18条の 家庭教育を支援するための施策の実績について の年次報告によるものであります。

全庁的な取組でありますが、取りまとめの事務は教育委員会が進めておりますので、今回の常任委員会で報告するものであります。

2の報告の内容でありますが、令和2年度に 実施いたしました施策の実績について、条例第11 条から第16条に示されました6つの条文に沿っ て整理しております。

詳しくは別冊の令和3年9月県議会定例会提 出報告書で説明いたしますので、御準備願いま す。

括弧書きで「家庭教育を支援するための施策 の実績令和2年度について」という資料の1ペ ージを御覧ください。

一番上に示しましたように、令和2年度に実施した施策の実績は、全部で20課・室、52事業であります。それらを条文ごとに表に取りまとめ、事業名、取組、令和2年度の実施状況等を示しております。

1ページの第11条、親になるための学びの支援につきましては、小、中、高校生などを対象にして、子供が家庭の役割や子育ての意義など、将来親になることについての学びを提供するも

ので、6課・室で6事業を実施いたしました。 主なもののみ紹介いたします。2番の生涯学 習課の取組を御覧ください。

みやざき家庭教育サポート推進事業の中で、 中学生を対象にいたしまして親の立場の理解や 働く喜びをテーマにした授業実践を、県内3 校339名の中学生を対象に行いました。

次に、2ページの第12条、親としての学びの 支援につきましては、主に保護者を対象にして、 子供との接し方やしつけなど、子供の発達段階 に応じた家庭教育の内容や子育ての知識など、 親としての様々な学習機会を提供するもので、 6課6事業を実施いたしました。

10番のこども政策課の取組を御覧ください。 未来みやざき子育て県民運動推進事業の中で、 子育て中の父親等を対象にいたしまして、家事 ・育児教室を県内3か所で実施し、343名が参加 いたしました。

次に、3ページの第13条、多様な家庭環境に 配慮した支援及び関係者間の連携強化につきま しては、保護者の多様な家庭環境に配慮し、県 民みんなで支え合う環境づくりや体制づくりを 行うもので、9課・室13事業を実施いたしまし た。

14番の人権同和教育課の取組を御覧ください。 チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援 事業の中で、いじめ・不登校などの課題解決を図 るため、専門的な資格や実績を有するスクール ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを 学校等に派遣・配置し、相談対応や関係機関と の連携ができる体制整備を行っております。

1ページめくっていただきまして、5ページをお開きください。第14条、人材の養成等につきましては、家庭教育支援に関する支援を行う人材の確保、育成及び資質の向上を図るもので、

4課・室4事業を行いました。

29番の昨年度の農業連携推進課みやざきブランド推進室の取組を御覧ください。

みやざき食の安全・食育連携強化推進事業の中で、みやざきの食と農を考えるため、専門的な知識を有する食育ティーチャーを、これまで130名登録・養成いたしまして、保護者等に対して栄養に関する講座を行いました。

6ページの第15条、相談体制の整備、充実等につきましては、家庭教育に関して悩みを抱える保護者や困難を抱える子どもたちが、気軽に話すことができる相談体制の整備・確保を行うもので、9課12事業を行いました。

30番の教育政策課・人権同和教育課の取組を御覧ください。

電話相談事業におきまして、研修センターに あります、ふれあいコールに年間1,236件の相談 があっております。相談者は、保護者や児童生 徒と様々でありますが、子育て等についての不 安に関する相談が寄せられました。

1ページめくっていただきまして、8ページ を御覧ください。

第16条、広報及び啓発につきましては、家庭 教育に関する情報の収集、整理を行い、それら の情報を県民に提供するもので、8課11事業を 実施いたしました。

42番の生涯学習課の取組を御覧ください。

みやざき学び応援ネット事業におきまして、 生涯学習課のホームページにて研修会の案内な ど様々な情報提供を行っております。

以上、条文ごとに取組を説明いたしましたが、 県の家庭教育支援に係る施策について関係課・室 と連携して取り組むことができたと考えますが、 昨年度はコロナ禍により、予定の変更を余儀な くされる事業もありました。 常任委員会資料の2ページにお戻りください。 3のその他の令和3年度に実施する施策の状況(事業一覧)についてであります。

3ページに令和3年度に実施する施策の事業 一覧を示してあります。20課・室52事業を、昨 年度同様に条例第11条から第16条までの条文ご とにまとめております。

今後も、関係課・室と相互の事業について理解を深め、成果を共有しながら効果的な施策を 実施し、県民皆で家庭教育を支える体制づくり を目指してまいりたいと考えております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。 報告事項について質疑はありませんか。

○丸山委員 この条例は、議員発議でつくった 条例で、私も特別委員会等で関わったので、思 いも強いほうなんですけれども、今回特にコロ ナの影響で地域との触れ合いが少なくならざる を得なかった状況ですが、地域で子育てしてい くというのが薄れたらいけないと思っておりま す。

司令塔である生涯学習課が、ここはしっかり やっていただきたいというのを各部局にメッセ ージを出す必要があると思いますが、今回のこ の条例に照らしてチェックしてもらって、どの ような感想をお持ちなのかを、お伺いできれば と思います。

○長尾生涯学習課長 御指摘のとおり、この家庭教育支援に関しては、部局と一体となって地域ぐるみの支援、さらに市町村との連携、人材育成というのが大変大切な観点となってくるかと思っております。

特に、このコロナ禍におきまして、意識の低い親、あるいは困難を抱える親の支援をどう行うかという観点に立って、部局と連携しながらそういった保護者が取り残されないように、そ

ういう視点に立って担当者会、あるいは市町村 との連携を深めていきたいと考えております。

○丸山委員 具体的にまだデータを見ていないんですが、令和2年は全国的に虐待が増えましたが、コロナの影響で孤立したり、相談ができなかったというのが虐待の要因だと思います。 宮崎県はどんな状況だったか、条例を基に今回検証はされているんでしょうか。

○長尾生涯学習課長 令和2年度の実績等に関して分析の途中でありまして、そのような観点に立って進めてまいりたいと思いますが、相談体制におきましては、ほぼ60%の保護者が学びに対しての何らかの不安を抱えているということがありますので、その辺はしっかり分析して、今後に備えていきたいと考えております。

○丸山委員 今回はコロナという特殊事象がありますので、支援が届かない家庭も増えているんじゃないかということを注視してもらって、この条例の基本理念があることを基に、この教育委員会、生涯学習課が中心に、いろんな部局にリーダーシップを取ってやっていただくようにお願いしたいと思います。

○長尾生涯学習課長 指摘いただいたことを参 考に、しっかりと取り組んでまいりたいと考え ております。

○脇谷委員 令和2年度に実施した施策をもとに、令和3年度に実施する施策が、同じく20課52 事業なんですが、教育庁の中で特徴のある事業 はなんでしょうか。

○長尾生涯学習課長 教育庁の中では、主に生涯学習課のみやざき家庭局サポート推進事業というのがございます。これは、みやざき家庭局サポートプログラムという、トレーナーが参加体験型のプログラムを展開しているものでありまして、昨年度は対面式でできなかったという

ことを反省いたしまして、特になかなか研修会 に出てこられない保護者に対して、早急にリモートで対応できるような体制を取っていきたい と考えております。

○脇谷委員 トレーナーというのはどういった 方なんですか。

○長尾生涯学習課長 現在90名ほど各市町村にトレーナーがいらっしゃいまして、教員OBの方から、あるいは地域の自治会関係者、保育士、企業に勤めている方、職種としては様々な方がいらっしゃいますが、毎年更新、そして育成しておりまして、今90名ですが、市町村にもう少し満遍なくトレーナーが存在するように、育成をしているところでございます。

○重松委員長 ほかにございますか。報告事項 はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した 後にお願いをいたします。

〇川北教育政策課長 教育政策課でございます。 常任委員会資料4ページでございます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価についてであります。

まず1、概要にございますとおり、この報告は地方教育行政法第26条の規定により、県教育委員会が行います教育に関する事務の点検及び評価につきまして、この結果を報告書として議会に提出するとともに、公表をするものでございます。

報告書につきましては、お手元に別冊資料と して配付させていただいておりますので、後ほ ど御覧いただきたいと存じます。

2番の点検・評価報告書にありますように構

成は4章立てとしております。

まず、第1章でございますが、教育委員会の 会議の内容、そして教育委員の活動状況等をま とめたものでございます。

第2章が、全ての施策15項目及び3つの重点 取組の状況につきまして、指標の実績、取組状 況などを基に施策の進捗状況等につきましての 分析と今後の方向性を示したものでございます。

また、3章、外部有識者の意見としまして、 客観的な視点からいただいた様々な御意見を参 考として記載をさせていただいております。

第4章でございます。総括ということで、これが評価の結果となります。各施策における推進指標及び関連指標の実績を基に第一次評価を行いまして、施策の取組状況等を踏まえまして、総括として第二次評価を行っているものでございます。

3つ目が、作成経過及び今後の日程でござい ます。

この点検・評価につきましては、本年3月から5月にかけまして、宮崎県教育振興基本計画の施策体系に沿いまして、教育委員会事務局内で評価項目ごとに整理しながら、点検を進めてまいったものでございます。

6月の教育委員会において点検評価の方針に ついて協議を行いました。

7月には、6名の学識経験者等の出席の下で 外部有識者会議を実施しております。

8月に、一次評価を基にした教育委員及び事務局長による協議会を開催し、一次評価の妥当性、そして二次評価の方向性について協議を行うとともに、定例教育委員会におきまして付議をされ、決定をいたしております。

本日、常任委員会に御報告し、10月には県ホームページにて公表をさせていただく予定とし

ております。

4の評価の基準でございます。

教育委員会の点検・評価につきましては、宮崎県総合計画における政策評価の進め方を参考に、評価基準を記しております。

一次評価につきましては、指標の実績に基づいた客観的数値による評価を行っております。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けました一部の指標につきましては、多くの方々の意見等やその状況を踏まえ、適切に評価できるよう目安等の見直しを行っているところもございます。

さらに、各施策の取組や事業等の進捗状況も 加味して総合的に二次評価を行いまして、育委 員会としての令和2年度の施策の教最終評価と しております。

資料の5ページから7ページまでの各施策の 評価結果一覧を御覧ください。

実績に関する評価結果につきましては、表の一番右側が二次評価の大文字のアルファベットとなっておりますが、A評価が5施策及び3つの重点取組、B評価が5施策、C評価が3施策、そしてD評価が2施策という結果でございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、5ページの施策3、6ページの施策14に関して、学校の臨時休業や図書館、そういった県有施設の休館、外出自粛によりD評価ということになっております。

一方で、7ページになりますが、3つの重点 取組はA評価ということになっております。施 策全体につきましては、政策推進上、様々な課 題があるものの、総括的には一定の成果につな げることができたのではないかと考えておりま す。 これらの成果、課題を踏まえまして、今後も 令和4年度の最終目標の達成に向けまして、各 施策の推進に取り組んでまいります。

以上、令和2年度の施策の点検・評価についての御報告とさせていただきます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

宮崎県「教育の情報化」推進プランの素案に ついてでございます。

6月の常任委員会で御説明をしておりました が、推進プランの素案について御説明をさせて いただきます。

1の策定の趣旨でございます。2つ目の丸になります。新学習指導要領でのプログラミング教育の充実、そしてGIGAスクール構想の実現に向けた動きが加速をしております。

3つ目の丸になります。今回、国の動向、本 県における新たな課題等の整理を行いまして、 推進プランを策定していくものでございます。

2の推進プランの内容でございます。

別冊でお配りをしておりますが、本日は右側、 9ページの概要を使って説明をさせていただき ます。

今回の策定に当たりましては、そのページ、 上段に幾つか丸囲みで示しております。国や県 の動向、そしてその下に示しておりますこれま での本県の情報化の取組の3つ、左から1つ目 の情報活用能力の育成、2つ目の教科指導にお けるICT活用の推進、3つ目の校務の情報化 の推進といった項目で進めてまいりましたが、 本県における新たな課題等について整理を行い ました上で、中ほどに示しております基本目標 と推進項目を設定したところであります。

基本目標を、自分に合った「学び」、仲間とと もに深める「学び」、創造性を発揮できる新しい 「みやざきの学び」の実現としまして、誰一人 取り残さないICTを活用した教育を推進して いきたいと考えております。

計画期間は、令和3年度から令和6年度まで の4か年としております。

それでは、推進項目につきまして説明いたし ます。

大きく4つの推進項目を設定しております。

1つ目が情報活用能力の育成であります。全 教育活動における児童生徒の発達の段階に応じ た体系的な指導、そしてプログラミング教育の 充実を図ってまいります。

2つ目は教科指導におけるICT活用の推進 であります。学校内の推進体制の構築や研修に よります教職員の指導力向上、ICTの特性や 強みを生かした授業改善などに努めてまいります。

3つ目が校務の情報化の推進であります。統合型校務支援システム——これは児童生徒の成績管理、そういった生徒管理情報等を効率的かつ高いセキュリティの下、一元的に管理するシステムですが——こういったシステムの構築・改善や学校内の情報を適切に管理するため、情報セキュリティポリシーの改訂など、情報セキュリティ対策を推進してまいります。

最後、4つ目ですが、新しい教育様式の確立 であります。

対面授業とオンライン授業を最適に組み合わせて実施する効果的な教育や、ICTを活用した学習活動、遠隔教育等を推進してまいります。

一番下の推進体制としまして、教育委員会と してもこの教育の情報化を重点取組と位置付け まして、県や各学校の推進体制の在り方、計画 全体のロードマップについてまとめております。

資料8ページに戻っていただきまして、3の

策定スケジュールを御覧ください。

今年度8月に関係機関等との意見交換を実施 しております。

8月の定例教育委員会において素案の報告を 行いまして、本日、この常任委員会におきまし て素案の説明をさせていただいております。

この10月の定例教育委員会及び11月県議会定 例会常任委員会におきまして、最終案の説明を させていただく予定としております。

〇谷口高校教育課長 資料の10ページを御覧く ださい。

7月31日から8月6日までの期間に開催をされました第45回全国高等学校総合文化祭、和歌山大会の本県の高校生の結果について御報告をいたします。

本大会は、和歌山県内で開催をされ、本県からは21校、203名の生徒が17の部門に参加をいたしました。

「届けよう和の心 若葉が奏でるハーモニー」 の大会テーマの下、全国の多くの高校生ととも に、本県の高校生も成果を収めました。

そのうち、上位入賞を果たしましたのは、3 つの部門で2団体2個人であります。資料の中 ほどの丸印入賞等を御覧ください。

書道部門におきまして、日南高校3年生の平原萌衣さんが特別賞の菅公賞、放送部門のビデオメッセージ部門において、宮崎日本大学高校の放送部が優秀賞、同じく延岡星雲高校の放送部が審査員特別賞、そして写真部門においては、宮崎南高校3年生の川越あかりさんが奨励賞を受賞しております。

右の11ページは、この和歌山大会に参加をしました17部門の大会の参加状況になります。

〇松田特別支援教育課長 特別支援教育課でご ざいます。資料の12ページをお開きください。 宮崎県立特別支援学校教育整備方針の策定に ついて御報告いたします。

まず、1の策定の趣旨であります。障害者の 権利に関する条約等により、障がいのある子供 の自立と社会参加を見据えた多様な学びの場の 整備が求められておりますことや、特別支援教 育に関する理解や認識の高まりなどにより、特 別支援学校の在籍者が増加し、教室不足等の解 消に向けた施設整備の推進が求められておりま すことなどから、現行のみやざき特別支援教育 推進プラン(改訂版)における特別支援学校の 教育環境の整備について、令和4年度から令和13 年度までの10年間を対象とした整備方針を策定 するものであります。

次に、2のこれまでの経緯でありますが、特別支援学校の整備につきましては、平成21年に宮崎県特別支援学校総合整備計画を、また、平成30年には、みやざき特別支援教育推進プラン(改訂版)を策定しております。

令和2年の宮崎県学校教育計画懇話会において、今後の義務教育段階以降の特別支援学校の在り方について報告をいただき、令和3年の今年度は、同懇話会に今後の特別支援学校の教育環境の在り方について諮問を行っているところであります。

次に、3の内容でありますが、(1)から(4) に掲げています項目で構成する予定にしており ます。

最後に、4の今後の予定でありますが、10月に懇話会の最終まとめの報告をいただき、11月定例教育委員会及び県議会常任委員会において、素案の報告を行う予定であります。その後、パブリックコメントを経まして、2月定例教育委員会で最終案を付議し、県議会常任委員会で報告を行う予定としております。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。資料の13ページを御覧ください。

令和3年度全国中学校体育大会の結果について報告いたします。

本大会は、8月17日から8月26日までの日程で、関東ブロックで開催をされました。下にあります一覧表は、ベスト8以上の入賞数をまとめております。

初めに、一番上の枠にあります団体ですが、 ソフトテニス競技男子におきまして、宮崎市立 大塚中学校がベスト8の成績を残しました。

続いて、2段目になりますが、個人では、柔 道競技女子個人40kg級におきまして、宮崎日大 中学校の植田こころさんが第2位、陸上競技共 通男子四種競技におきまして、延岡市立南中学 校の三森咲太朗さんが第5位の成績を残すなど、 2競技5種目でベスト8以上の成績を収めてお ります。

3段目は、平成29年度からのベスト8以上の 入賞数及び団体数を示しております。

一番右の令和3年度にありますとおり、団体では男子1団体、個人では男子4種目、女子1種目、合わせまして合計6種目で入賞を果たしております。

一番下の段は、平成29年度以降の優勝数を示しておりますが、令和3年度の優勝はありませんでした。

続きまして、14ページをお開きください。

令和3年度全国高等学校総合体育大会の結果 につきまして報告をいたします。

本大会は、7月24日から8月24日までの日程で、北信越ブロックで開催されました。この一覧表は、ベスト8以上の入賞した団体、個人をまとめております。

初めに、上段にあります団体ですが、8競技10

種目で入賞を果たしております。

一番上から順に、空手道の組手男子におきまして宮崎第一高校が、ボクシング男子の日章学園高校とカヌー女子の宮崎商業高校が、それぞれ学校対抗得点で第1位の成績でした。

また、カヌー男子の宮崎大宮高校が学校対抗 得点で第2位、バレーボール女子で都城商業高 校が第3位の成績を収めるなど、多くの競技で 入賞を果たしております。

次に、中段から右側15ページにかけまして、 個人の入賞者をまとめております。

14ページの中ほど、上から順に日章学園高校ボクシング男子におきまして、ピン級で金谷成留さん、ライト級で山川健太さん、ミドル級で瀬井りゅう一さんが3種目で第1位の成績を収めております。

また、剣道男子個人で、同じく日章学園高校 の荒木千葵さんが第1位の成績を収めておりま す。

さらに、男子カナディアンペアの500メートルと200メートルで、宮崎大宮高校の保田・末安組が2種目で第1位、カヌー男子カヤックシングル200メートルで、宮崎大宮高校の上野舜也さんが第1位、カヌー女子カヤックフォアの500メートルと200メートルで、宮崎商業高校の山本・志水・横山・奈須組がそれぞれ第1位の成績を収めております。

番号の10番から19番まで、第2位の成績を収めたボクシング、ウエイトリフティング、陸上競技、カヌー、自転車競技を、また番号の20番から15ページの52番まで、第3位以下の入賞者を示しており、今年度の個人種目における入賞者数は、10競技52種目となっております。

続きまして、15ページの中段に参考資料としまして、平成29年度以降のベスト8以上の入賞

者数及び団体数を示しております。

一番右にありますとおり、令和3年度は団体において10団体、個人において52種目で入賞しており、平成29年度以降におきまして最もよい成績となっております。

また、一番下には平成29年度以降の優勝数を 示しておりますが、令和3年度は団体で3団体、 個人では9種目、合わせて12種目と、本県高校 生の活躍が大いに見られた大会となりました。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○徳重委員 スポーツ振興課にお尋ねしますが、 全国大会で高等学校は非常に成績がよかったわ けでございますが、国体優勝を目指しておると ころでありまして、三重国体が1年延びたとい

うこともあり、また1年延びるのかなという感 じがしておりますので、今までの計画と若干違 う形になってくるのかなと。

ジュニアの小学生から中学生までアスリートを育成するための準備が順調にいっているのかなという気がしておるところですが、今の状況だけでも教えていただくとありがたいです。

〇押川スポーツ振興課長 現在、ジュニア関係 の強化としましては、各競技団体に配分してお ります強化費の中で、小学生と中学生の選抜選 手等によります強化練習会、合宿等を企画しな がら、少年種別の強化を進めております。

また、競技人口の少ない競技――ひむかサンライズ競技といいますけれども――この競技につきましては、それぞれの地域のスポーツ団体や競技団体におきまして、ある程度人数を絞った形で小学生を中心とした練習会、オリンピアン等を招いての講習会、そういった形で強化練習を今進めているところであります。

なお、今後につきましては、ある程度宮崎県

での本国体の際に少年種別になる選手、学年を ターゲットにして強化策をやっていきたいと考 えているところであります。そういう形で、今、 少年種別の強化を進めているところです。

ただ、やはりこのコロナ禍にありまして、予定どおりの練習がなかなか進まない。また、講師を県外から招く場合に、予定どおり来られないといった状況もございます。そういった形で、なかなか進まない状況もありますが、計画はしっかり立てながら進めているところでございます。

〇徳重委員 このカヌー競技ですね、ここ何年か非常にいい結果を出しているとうな状況にあ

か非常にいい結果を出しているような状況にありますが、この競技をする学校の選手が増えたということでしょうか。それとも、県全体に広がっておるんでしょうかね。

○押川スポーツ振興課長 カヌーにつきましては、ジュニアクラブが宮崎商業高校近くの大淀川で練習をしていまして、小学生、中学生がそのジュニアクラブで今活動しているところであります。

そういった選手が高校生と一緒にやりながら、 さらに高校生を目標にして、この宮崎商業高校 や大宮高校に入学した選手が、今活躍をしてい るというようなところになります。

また、ワールドアスリート発掘・育成プログラムを今実施しておりますが、その中で体験プログラムといいまして、こういう選手が少ない競技をプログラムの中で体験しまして、そういった選手が高校入学を機にカヌー競技等に転向しまして、活躍している生徒も出ているところであります。

その選手につきましては、県内各地からこの 大宮高校や宮崎商業高校に通学しながら頑張っ てくれているところであります。

○徳重委員 このカヌー競技場ですね、新富の

富田練習場があると思うんですが、今天神ダムの練習場のことがいろいろ話題になっておりますが、やはりちゃんとした練習場があるということが、この競技をさらに伸ばしていくことになるかなという思うんですが、この天神ダムの練習場の方向づけはどうなっているんですかね。

○押川スポーツ振興課長 カヌー競技の通常の 練習会場につきましては、カヌー部がある学校 が大宮高校、宮崎商業高校、宮崎工業高校と3 校ございまして、やはり大淀川を中心に活動を しているところです。

なお、国民スポーツ大会の際の競技会場につきましては、委員がおっしゃったように天神ダムのコースをというような考えも出ておりますが、現在国民スポーツ大会準備課で競技団体と調整していただいていると伺っております。

○脇谷委員 令和3年度教育委員会の点検評価、 令和2年度実績なんですが、施策でa、b、c、 dで報告が評価されているんですけれど、気に なるのが2次評価のDとかではなくて、1次評 価の施策8のふるさとが好きだと思う児童生徒 の割合が小・中・高といずれもdなんです。

施策8のところを見てみますと、やはり棒グラフがありまして、小・中・高といくたびにどんどん割合が下がってきているんですけれども、これに関してはふるさとが好きだと思う割合が少なくなるにつれて、県外が好きだという形になるんじゃないかなと思っているんですけれども、これをどう分析して、今後はどういうふうにしたいと思っていらっしゃるのか、お伺いします。

○川北教育政策課長 ふるさとが好きだと思う 児童生徒の割合については、非常に重要な意識 調査の項目だと考えております。

今回のいろんな指標の中で、やはりコロナ関

係で授業が開かれなかったりというところで、 影響を受けているのではないかと思われるとこ ろが多々ございます。意識調査ということもご ざいますので、明確な分析等はまだできており ませんが、そういった部分も少なからず影響し たところがあるのではないかなと考えておりま す。

○脇谷委員 分かりました。なかなか分析が難しいと思うんですけれども、もう一つ気になるのが、施策9の将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合が、やっぱりdということになっているので、ここのところも重点施策として今後取り入れていただくといいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇川北教育政策課長 先ほど御指摘にもありましたふるさとが好きだと思う児童生徒、そして施策9、将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合、こういった指標ですが、やはり全ての学業を含めて前向きな姿勢であるとか、やる気、自己肯定感、そういったものとつながっていると考えております。

ここにつきましても、例えば中学3年生であれば、キャリア教育関係の授業とか、企業に行ったりしていろいろ学ぶ、そういう機会もあったと思うんですが、そういうこともコロナの関係でかなり制限をされております。

申し訳ありません。先ほどの項目と同じように、はっきりした分析はできておりませんが、 やはり少なからずそういった影響が出ている可能性はあるのかなと考えております。

○脇谷委員 分かりました。やはり現場を見て みないとよさが分からないし、そういったこと もあるのかなと私も思ったところでした。アフ ターコロナに期待したいところです。 ○丸山委員 12ページの特別支援学級の整備方針についてなんですけれども、ここに少し書いてありますとおり、特別支援教育に関する理解や認識の高まりで、特別支援学校に在籍を希望する方が多いということで、私の地元の小林市でも、来年度非常に多くの方が希望されているという話も伺っております。小林の東方小学校は、市の施設を併設しているということで非常に手狭になってきており、早急に解消していただきたいなという思いがあります。

今回のこの方針についてある程度出したときに、しかしもう既にいっぱいいっぱいの状況なものですから、この計画ができて、自治体整備ができるのも恐らく2年後か3年後じゃないと、しっかりしたハード的整備はできないかなと思っているんですが、その辺のタイムラグが心配なものですから、今後の具体的な整備がどのような形で進んでいくのかを教えていただきたいと思います。

○松田特別支援教育課長 特別支援学校の教室 不足については、特別支援教育への理解や期待 が高まってきたことにより、増加を続けている 状況にあります。

委員御指摘のとおり、教室不足になっている特別支援学校が実際生じている状況にあります。 今ありましたように整備方針を踏まえて、具体的な整備計画をつくっていくまでには、多少時間がかかる見込みとなっております。

ただ、今般国において特別支援学校の設置基準が策定される予定になっておりまして、特別支援学校に求められる要件等が明確に示されることになっております。今後の特別支援学校の在り方を十分検討した上で、整備の方向性を決定していくことが必要となりますことから、どのような在り方がよいかも含めて十分に検討し

て、その上で早急な対応を進めていきたいと考 えております。

小林市教育委員会から教室を借用している小林こすもす支援学校については、小林市教育委員会とその間の対応について十分協議をしてまいりたいと考えております。

○丸山委員 国から設置基準等も新しく出てくるようでありますので、ぜひそういうのも早めに情報をキャッチしていただいて、財政当局との予算要求も必要になってくると思っておりますので、できるだけ早く子供たちや地域の親御さんたちも安心してこの特別支援教育ができるような形を推進していただきますように、お願いしたいと思います。

○井本委員 施策3の読書県づくりの推進の二 次評価がD評価、これは本をあまり読んでいな いんでしょうかね。

〇吉田義務教育課長 3番の小中高生の1か月の平均読書冊数の評価のところですが、特に平均読書冊数が基準値よりも今回下がったということで、このような評価をさせていただいているんですが、昨年度はコロナの影響で学校図書館の利用が制限される時期がありました。

そういったことから、子供の図書館を利用した読書冊数が減少したと分析をしておりますが、 今年度につきましては、密にならないような工 夫をしながら各学校とも図書館を開いておりま すので、また元の水準に戻るのではないかなと 見込んでおります。

〇井本委員 私は読書が基本だという気がして おるんですよね。だから、もっと読書に力を入 れていただきたいなと。

それから、施策5の確かな学力を育む教育の 推進、これA評価でなかなか立派な評価をもらっ ているんですが、学習指導要領が今度変わって、 自分で学んでいくということが必要だと思うんですね。その確かな学力というときは、そういうものも含んだ評価と言っていいですか。

〇吉田義務教育課長 主体的に学ぶといった姿勢も含めた評価になろうかと考えております。

○井本委員 それから、ここの中には出てこないけれども、いわゆる非認知能力ですよね。忍耐心とか、頑張る力とか、コミュニケーション力とか、人が生きていくためには必要だということが言われていますけれども、そういう非認知能力はこの中では評価しようがないんでしょうか。

○吉田義務教育課長 この施策5におきましては、特に昨年度実施がありましたけれども、全国学力学習状況調査もございます。その中では、今委員がおっしゃったような非認知能力の評価につきましては、若干難しいのかなと。ただ、その育成については、各学校でしっかり取り組む必要があると考えています。

○井本委員 どのくらい忍耐力がついたかどうかというのは、なかなか評価が難しいんだろうけれども、どういう取組をしているのかということは評価できると思うんですよね。

だから、今後評価の基準の中にそういうもの も評価できるようなシステムをひとつつくって もらえたらいいんじゃないかという気がします。

それから、施策6の人権を尊重し豊かな心を 育む教育の推進に、自分にはよいところがある と思うというのが、小中学生はdで高校生はa となっていますよね。日本人は世界に比べても、 自己肯定感が非常に弱いらしいんですね。

そして、それがその自信のなさにつながるという話ですから、この自己肯定感を高めることについてはもうちょっと力を入れてもいいんじゃないかという気がします。

○吉田義務教育課長 委員おっしゃるように、 ここは力を入れていく項目であると考えていま すが、例えば子供たちが学校生活の中でしっか り成功体験を積むといった機会が昨年度は失わ れている部分が若干ございます。

その影響があるのかなという分析をしている んですけれども、また各学校は今工夫をして様 々な行事等もしておりますので、ここも次年度 評価をする際には、また元の水準まで戻るんで はないかという見込みを持っているところです。

〇井本委員 それからもう一つ、施策11番の教職員の資質の向上と学校業務の改善と書いてあって、この中に4項目ありますが、教育はもちろん子供が中心だけれども、やっぱり教育する側がどれだけの資質や可能性を持っているかで随分決まると私は思うんですよ。

このくらいの評価でじゃなくて、先生の身の 回りの環境とか何とか書いてあるけれども、も うちょっと細かく分析する必要があるんじゃな いでしょうか。

もっと先生たちが頑張りたくなるような、本 当に自分の資質を上げたくなるような、そうい う環境づくりがうまくいっているのかどうか。 先生が本当に働きやすい環境づくりでa評価に なっているけれども、もう少し先生に対する分 析項目があっていいんじゃないのかなと思いま すが、どうでしょうか。

○東教職員課長 今おっしゃったように、教職 員の資質向上というのは大変広い項目になって おりますので、その内容につきましては、また 検討していきたいと考えております。

○井本委員 そうですね。吉田松陰という一人の人間が出てきたために、長州藩があんな立派になったという例があるように、1人の指導者で随分変わるということはあるわけです。生徒

も大切ですけれども、私はやっぱり出発点は先生のほうにあるんじゃないのかなという気がします。

立派な先生をつくるためにも、力を入れてい ただきたいと。よろしくお願いします。

○重松委員長 質疑の途中ですが、新型コロナの対策で換気をしたいと思いますので、ここで 5分間暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時22分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。この 続きでまだ御意見ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○丸山委員 新型コロナの第5波で一番心配していて実際起こっているのが、小さい子供、小学校、中学校、高校を含めて感染が広がる事例が出てきています。そして学校に行きたくないとか、行きづらいとかいう子供たちも含めて、今後不登校にどう対応していくか、今大きな課題になりつつあると思っています。

小学校、中学校、高校で学校閉鎖及び学級閉鎖がどれくらいあったのかを把握していれば教えていただきたいし、その後、学校を再開した後の子供たちの心のケアを含めて、どのような対応をやっているのかを教えていただきたいと思います。

○谷口高校教育課長 まず、高校につきまして、 9月以降ですけれども、感染症による学級閉鎖 になった学校が2校ございました。その学校に つきましては、閉鎖中もオンラインを使って授 業動画を配信したり、あるいは双方向で授業を したりというようなことを行っております。 ○吉田義務教育課長 市町村立の小中学校におきましては、夏休みが終わって以降ですけれども、学校全体を臨時休業とした学校が13校ございます。そのほかにも、一部の学年を閉鎖した学校も3校ございますし、学級閉鎖をしているところも幾つかございます。

実際に再開したときには、閉鎖中に実施できなかった教育活動の補充や、子供たちに休業期間中、教科書に準拠しました教材等を与えておりましたので、そういったことの点検ですとか、学習の進捗状況等の確認、それから子供たちの健康観察をしながら、再開をしているということで報告を受けております。

〇丸山委員 できるだけ学ぶ機会を確保してい ただきたいと思っておりますし、不登校との因 果関係はないというような話も一般質問等で答 弁があったと思うんですが、他県では不登校に なったとか、もしくは後遺症が残ってしまって なかなか学校に行けないとか、ある程度聞いて いるものですから、その辺のケアが今後大きな 課題になり得るのではないのかなと。その対応 を今早くしないと、おかしくなるんじゃないか と思っておりまして、市町村の学校とどう連携 しているのかを教えていただきたいと思います。 ○島嵜人権同和教育課長 不登校の原因という のがコロナウイルスという分析は、まだしてい ないところなんですけれども、それに対応する 心のケアとしましては、やはりスクールカウン セラー、それからスクールソーシャルワーカー、 これを配置、派遣しておりますので、その辺り の十分な活用を図るということ。それから、先 月の25日ですけれども、子供向け資料で「ストッ プ!コロナ差別 やさしさと思いやりの心で」 という通知を発出しまして、コロナウイルス感 染症に関連する偏見だとか、あるいは差別の防

止を図る指導の一層の徹底について周知したと ころです。

○丸山委員 そのスクールカウンセラーの活動は、具体的に何か把握されているものなんでしょうか。

○島帯人権同和教育課長 どのような対応を 取ったか、あるいは何件対応したかということ で随時報告をいただいておりまして、やはりコ ロナウイルスに係る直接的なものは、見当たる ことが少ないんですが、それを遠因としたいじ めだとか、そういったものが若干増えていると いうようなことはございます。その辺りの対応 については、各カウンセラーにもアドバイザー を通じて全体に周知したり、そういったことで 充実を図っているというところです。

○丸山委員 ぜひ解決したいい事例がありましたら、今のように共有してしっかり対応できるようにしていただきたいと思っています。また、地域で支えていくんだということも絶対必要だろうと思っておりますので、カウンセラーのみならず、地域でしっかり守っていくんだというのを含めて、いい事例があればそれを共有していただきたいと思っています。

地域、社会、家庭、しっかりトライアングルで取り組めるような体制をつくって、コロナのために宮崎県で悲惨な事案等が出ないように、全力を挙げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○黒木教育長 御指摘ありがとうございます。 県議会でもお答えさせていただいたことでございますが、小学校における不登校の数がやはり増えておりまして、それから、国において発表のございますいじめの認知件数も小学校が非常に多くなっております。

小学校の先生方は学級担任制でいらっしゃる

ので、なかなか大変だろうなと。私はもともと 高校の教員でございますので、空き時間があっ たり、そういうところで保護者とお話ができた り、個別に子供を呼び出してその子の悩みを聞 いたりすることができたんですね。

ところが、小学校は学級担任制であられますので、なかなかそういった時間がつくりづらいということもあるのかなと個人的に思っておりまして、だからこそ今おっしゃられたように、学校は学校で校長に対してチームでかかっていかないと、なかなか改善しない問題なのではないかなと。

また、外部のそういう専門家のお力もお借り しながら、解決に進んでいかねば解決しない問 題なのかなと思っておりまして、最近担当課と も随分そういった話をさせていただいておりま すので、また改善できるように進んでまいりた いと思っております。

○丸山委員 教育長が言われるとおり、頑張っていただき、本当に未来ある子供たちですので、ここでくじけないように、くじけた場合はちゃんとサポートしてやって、改めて立ち上がって一歩一歩進めるような体制をしっかり取っていただくように、お願いしたいと思っております。

○脇谷委員 宮崎北高校のスーパーサイエンス ハイスクールの件ですが、新聞を読んでも全然 分からなくて、代表質問で日高議員が言われて、 答えられる範囲で答えられたんでしょうけれど も、いまだにさっぱり分からないので、話せる 範囲で結構ですので、どうしてああいうふうに なったのか、かいつまんで説明していただくと うれしいです。

〇谷口高校教育課長 新聞報道については、い ろいろと御心配をおかけしたことと思います。

宮崎北高校のスーパーサイエンスハイスクー

ル授業につきましては、基礎枠と重点枠という のがございまして、基礎枠というのは学校の中 での研究、そして重点枠といいますのは、宮崎 北高校だけにとどまらず県内外にも探求活動等 を広めると、そういった部分がございます。

その重点枠ということにつきまして、指定されたのは宮崎北高校ですが、管理機関というのは私ども教育委員会でございます。

当然、文部科学省に事業計画書を提出して、 そしてそれに沿ってやっていくわけですけれど も、その文部科学省から任命されたJSTとい うところがございます——科学技術振興機構と 申しますけれども——そこが文部科学省の委任 を受けて支援協力を行うということになってお りまして、文部科学省に出す計画と、そしてそ の科学技術振興機構に出す計画というのがござ います。当然、学校が管理機関である教育委員 会を通じて提出をするというようなことになり ます。

特に、その重点枠というのは、県内に広めるというようなこともございますので、やはり宮崎北高校の主体性と、そして教育委員会のリーダーシップと、そこをどううまくバランスを取っていくかということは、大切なことなのですけれども、そこら辺りにつきまして、私ども高校教育課ですけれども、今後はその事業をやっていくに当たっては、より宮崎北高校との連携を密にしながら、県内外への普及を図っていかなければいけないと、そういった過程において、ああいったような記事が出たということで、その後はよりまた宮崎北高校との連携を強めながら、やっていっているところでございます。

○脇谷委員 では、今のところは宮崎北高校と 和解はしていると理解していいんでしょうか。

〇谷口高校教育課長 はい。先週も私ども何回

も行ったり来たりしておりまして、もう当然宮崎北高校も重点枠をやっていくということを、校長からも直接聞いておりますので、今後もしっかりと連携をしていきながら、コミュニケーションを取っていきながら、重点枠を進めてまいりたいと考えております。

○脇谷委員 ということは、今後は新聞にはそういうことは載らないだろうということでいいんでしょうか。

○谷口高校教育課長 正直どこからどう出たのかというのは、私ども知る由もございません。 そういう意味では、ああいった報道がなされないように今後連携、協力をしていきたいと思っております。

○丸山委員 スポーツ振興課から、中学校や高校の全国大会の話があって、コロナ禍で頑張っているなと思ってうれしかったです。その後、春の大会に向けての大会が野球等を含めてあると聞いているんですが、3年生が抜けた今の新人チームは部員の数が少なくて練習試合ができない状況で、急に試合になると、けがをして一生涯何か不利益になることもあり得るかなと思って、できれば少しでも試合ができるほうが、けがをしないためにもいいんじゃないかなと思っています。

コロナの新規感染者が減ってきまして、かつ 医療の負荷もだんだん弱まっていると聞いてい ますが、できるだけ早めに判断していただいて、 生徒たちが練習試合等も含めてやれるような方 向も考えてほしいなと思っているものですが、 そのような考えができないのか、お伺いできれ ばと思います。

〇押川スポーツ振興課長 今県立学校の部活動 につきましては、9月13日の県の緊急事態宣言 の延長、それからまん延防止等重点措置の延長 がありましたけれども、9月13日から大会、それから進路選択等の準備を目的とした活動はそれまでも行っているとしていたんですが、それに加えて、体力や技能の維持を目的とした活動もできるようにしたところであります。

そういった形で、段階的に子供たちの体力も 回復させながら、けが防止も含めて部活動を進 めていけるような体制を、今整えているところ でございます。

今後につきましても、段階的にどのように再 開できるかというところをしっかりと考えてい きたいと思っています。

確かに、大会前に交流練習等ができることに よる効果もありますけれども、逆に交流したこ とで陽性者が出た場合に、複数校に学習面や大 会参加への影響がございますので、総合的に判 断しながら、段階的に進めてまいりたいと考え ております。

○丸山委員 確かにコロナはどこにあるのか分かりませんので、非常に難しい判断であろうかと思います。段階的に感染状況等を見ながら、できることならできる方向も見出していただくようにお願いしたいかなと思っております。

そして、今高校の話でしたけれども、小学校、中学校ともスポーツクラブが学校の体育館とかを使えないという状況が続いて、非常に苦労されているという話があって、これが続けば続くほど、競技力の向上のみならず体力が落ちてしまうとか、今後の影響等も広がってしまうんじゃないかなと思っています。

なかなかこのコロナが収まらないと、県、市、町の施設をオープンできない状況は分かっているんですけれども、段階的に、子供たちが何か少しずつでもスポーツができるように市町村とも協議をしていただきたいと思っていますが、

その辺の協議は何かやっているんでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 今回、県立学校の部活の対応につきましては、全ての市町村に参考としてお届けさせていただいております。それを参考にしながら、各市町村の判断で中学校の部活動や、スポーツ少年団活動を行うかどうかという判断をしていただいていると伺っているところです。

市町村の判断の中では、スポーツ少年団に対して小学校の施設を開放するとか、そういった判断をしていただいている市町村もございます。ただ、市の施設全てを閉じているというところにつきましては、スポーツ少年団活動、またその他のクラブの活動がなかなかできないといった県民の皆さんからの御意見は、確かに本課にも届いております。

その都度関係します市町村にも、こういった 御意見がございますということでお伝えしなが ら、子供たちの活動をどうやったら再開できる のか、そういったところも一緒に協議をさせて いただいているところでございます。

○丸山委員 ぜひコロナの状況を見ながら、また段階的にできるものはできるように、市町村と連携しながらスポーツの楽しさとか、やっぱりオリンピック、パラリンピックがありまして、頑張ろうと思っている子供たちが多くいるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ子供たちに明るい光を届けていただきますように、お願いしたいと思っております。

○重松委員長 そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 では、その他のその他を終了いたします。

最後に、請願の審査に入ります。

継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症

から子供を守り学ぶ権利を保障するために少人 数学級を求める請願」について、執行部から何 か説明がありますか。

- ○東教職員課長 特にございません。
- **○重松委員長** それでは、関連して委員から質 疑がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時51分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、9月21日に行いたいと思います。開会時間は13時ちょうどとしたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのように決定いた します。

そのほか何かありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 何もないようでしたら、本日の 委員会は終了したいと思いますが、よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもちまして本 日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後2時51分散会

令和3年9月21日(火曜日)

午後 0 時58分再開

出席委員(7人)

員 委 長 重 松 幸次郎 山下 副 委員 長 寿 委 員 徳 重 忠 夫 委 員 井 本 英 雄 委 員 丸 山 裕次郎 委 員 脇 谷 のりこ 委 員 満 行 潤 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

 議事課主事
 飯田貴久

 総務課主事
 合田有希

〇重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行いますが、採決の前 に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、特にないようですので、採決を行います。

採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか。 一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第3号、議案第12号及び議案第14号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、 議案第3号、議案第12号及び議案第14号につき ましては、原案のとおり可決すべきものと決定 いたしました。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染 症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために 少人数学級を求める請願」についてであります が、この請願の取扱いも含め御意見をお願いい たします。

- **〇満行委員** 採決をお願いします。
- **〇丸山委員** 継続でお願いします。
- **○重松委員長** 継続との意見があります。分かりました。

それでは、お諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手多数。よって、請願第6号 は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。 委員長報告の項目及び内容について、御要望 等はありませんでしょうか。

[「一任」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 一任でよろしいですかね。それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査については継続調査といたした いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 御異議ありませんので、この旨 議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査についてであります。

調査実施の判断については、正副委員長に御 一任いただいておりましたが、さきに御案内い たしましたとおり、今年度は中止することとし ましたので、御了承ください。

次に、県南調査についてであります。

暫時休憩します。

午後1時1分休憩

午後1時5分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県南調査につきましては、10月13日から14日で実施いたしますが、調査行程の詳細及び直前の実施の判断も含めて、改めて正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、11月1日の閉会中の委員会につきましても、協議のとおりフリースクールの調査をするということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○井本委員 いつも気になっているんだけれど も、いわゆる非認知能力をどうやって開発しよ うとしているのか研究している人が宮崎市にい れば話を聞いてみたいなという気がします。非 認知能力とういうのは、頑張る力とか、忍耐心 とか、コミュニケーション力とかですよ。成功 した人というのは、調べてみると頭だけじゃな くてむしろ精神的な強さというものが大切だと 今盛んに言われているわけですよ。そういうも のをどうやって高めていけばいいのか。そして それを何か研究している人でもいれば、その話 を聞きたいなと。

○重松委員長 分かりました。一旦調べさせて いただきたいと思います。

また、そのほかで何かありませんか。

- ○**徳重委員** 委員会の県外調査について、お伺いします。
- ○重松委員長 暫時休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時9分再開

〇重松委員長 委員会を再開いたします。

何もないようでしたら、以上で委員会を終了 いたします。

午後1時10分閉会

署名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎